

第 6 8 号議案参考資料

議 案 名

桶川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国民健康保険税の課税限度額、軽減判定基準等の変更をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税の課税限度額の変更

令和 3 年度以降の国民健康保険税について、次の表のとおり課税限度額を変更する。 (第 2 条及び第 2 1 条関係)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	比較
医 療 分	610,000 円	630,000 円	20,000 円
介 護 分	160,000 円	170,000 円	10,000 円

(2) 国民健康保険税の軽減判定基準の変更

令和 3 年度以降の国民健康保険税について、次の表のとおり軽減判定基準を変更する。 (第 2 1 条及び附則関係)

軽減割合	令和 2 年度
7 割軽減	基礎控除額 <u>33万円</u>
5 割軽減	基礎控除額 <u>33万円</u> + 28.5万円 × 被保険者数
2 割軽減	基礎控除額 <u>33万円</u> + 52万円 × 被保険者数

軽減割合	令和3年度
7割軽減	基礎控除額 <u>43万円</u> + <u>10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u>
5割軽減	基礎控除額 <u>43万円</u> + 28.5万円 × 被保険者数 + <u>10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u>
2割軽減	基礎控除額 <u>43万円</u> + 52万円 × 被保険者数 + <u>10万円 × (給与所得者等の数 - 1)</u>

(3) 長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の変更

租税特別措置法において低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴う令和3年度以降の国民健康保険税の課税の特例を変更するため、引用部分の整理を行う。

(附則関係)

3 施行期日

令和3年1月1日

4 例規集

第1巻 5, 201ページ